

『痩身に関する昭和62年11月25日厚生省通知』

これは「化粧品を使用することによる発汗効果、顔の筋肉の収縮効果、顔痩せ効果等は、化粧品の効能の範囲を逸脱するものであるので認められない」と述べ、認められない例として次の5つを挙げています。

- ①スッカリ～お顔のせい肉スッカリシェイプアップ(クリーム類)
- ②もう気にさせません、お肉のつきすぎたホッペや二重アゴ
- ③お顔に塗って5分間待つだけ、キリリと引き締まった細おもて美人の誕生
- ④お肌のたるみを縦、横、斜めからグイグイ引き締め、シワを隠し、ハリのある若々しい素肌が……
- ⑤お顔がホッソリ！顔が小さくなりました